

2023-2025 年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け ビジネスを通じた女性のエンパワメント」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中国センター（以下、「JICA 中国」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた女性の経済的エンパワメント支援の中核を担う人材に対し、SICA 加盟国の女性の経済的自立を支援すべく、女性の社会参加に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、アイ・シー・ネット株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去にジェンダー・多様性の視点に立った研修、セミナーの実績を豊富に持ち、女性のエンパワメントに取り組む団体やまたそれを支援する企業や大学、行政とのネットワークを多く有しています。これら機関を含めて産学公民から多様な講師を招へいでき、女性の社会参加について多面的に情報提供可能な団体です。加えて、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け ビジネスを通じた女性のエンパワメント」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2024 年 1 月 10 日～2024 年 2 月 16 日（予定）
- (4) 研修対象地域：中米統合機構（SICA）加盟国
- (5) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 12 月 1 日～2024 年 3 月 31 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者

は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業

者編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年6月9日 正午まで
	提出場所	〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1 JICA 中国 研修業務課 (担当: 平田)
	提出書類	参加意思確認書 (別紙3)、応募要件に該当する 全省庁統一資格を有していない者は、参加 意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
	提出方法	電子メール、持参又は郵送 (郵送の場合は書 留としてください) メール送付先: cicctp@jica.go.jp メールタイトル: 【2023-2025 年度課題別研修 「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた 女性のエンパワメント」参加意思確認書の提 出 (社名○○)】 ※いずれも提出期限内に受領したものに 限る
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年6月16日 (金) まで
	通知方法	メール又は郵送 (参加意思確認書を提出した団体のみ) ※なお、特定者には JICA 中国ホームページ上 (選定通達結果) で通知
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 中国 研修業務課
	請求方法	電子メール又は郵送 ※いずれも請求期限内に 受領したものに 限る
	請求締切日	2023年6月21日 (水) 17:00 まで
	回答予定日	2023年6月27日 (火)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について

説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023-2025 年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け ビジネスを通じた女性のエンパワメント」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「中米統合機構加盟国向け ビジネスを通じた女性のエンパワメント」

(2) 全体受入期間（予定）

【本邦研修】2024 年 1 月 10 日～2024 年 2 月 16 日

（技術研修期間：2024 年 1 月 11 日～2024 年 2 月 15 日）

※本邦研修前後に遠隔研修を組み込む可能性あり

(3) 研修員（予定）

1) 定員：11 名

2) 研修対象国：コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ

3) 研修対象組織・対象者：

1. 女性の経済的エンパワメント支援に関する行政機関

2. NPO 等 中米統合機構 (SICA)/中米女性大臣審議会 (COMMCA)

(4) 研修使用言語：スペイン語

(5) 研修の背景・目的：

2005 年 8 月に開催の「日本・中米サミット」で表明された「東京宣言」及び「行動計画」を受け、JICA は二国間協力を中心に中米統合機構(以下「SICA」という。)加盟国に対する協力を推進してきた。2015 年、SICA-JICA 間で地域協力における重点課題を設定した 5 か年計画が確認され、現在は、2022 年 8 月に合意の「SICA-JICA アクションプラン5か年計画(2021-2025)」の下、更なる地域協力を進めている。同計画における重点課題として、①物流・ロジスティックス、②環境・気候変動、③女性の経済的自立支援、④持続的な観光開発、⑤農業・農村開発、⑥南南協力・三角協力の推進を定めており、今次課題別研修は③女性の経済的自立支援を下に実施する。

本研修の開催経緯・背景は右の通り。JICA は 2015 年 6 月、エルサルバドル女性開

発庁 (ISDEMU) と共催で「中南米地域広域ジェンダーセミナー: 男女平等と女性の経済的自立」を開催し、2016年2月に SICA 地域全体の基礎情報収集・確認調査を実施した。その後、2017年2-3月、PRIEG の柱の一つである「女性の経済的自立支援」の SICA 関係事務局・部局および各加盟国の担当省庁の高官クラスを本邦に招聘して研修、及び SICA 地域における女性の経済的自立のためのロードマップ作成に関して協議を行った。これを受けて、SICA-JICA 間で確認された重点課題の一つ、女性の経済的自立と関連させながら、本課題別研修が開始された。

今次課題別研修は、引き続き同ロードマップに基づき、SICA 関係事務局・部局や SICA 加盟国関連の省庁実務者レベルを招聘し、PRIEG の理解や遂行の促進、我が国のジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた政策・制度の学習、特に女性の経済的自立に係る中国5県（広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県）内の地場産業と地域経済活性化の取組みを具体的な事例も含めて包括的に学ぶことで、各国での事業実施の基盤の構築、さらには PRIEG の遂行及び目標達成に貢献することを狙いとして実施する。

(6) 案件目標 :

SICA 加盟国において、帰国後、女性の経済的自立を推進するための具体的な活動計画が策定される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) SICA 加盟国におけるジェンダー平等、女性の労働や経済を取り巻く現状と課題（女性の経済的自立に関する活動の現状と課題を含む）が認識される。
- 2) 日本におけるコロナ禍も含めた、女性の経済参画・起業に関連する中央と中国地方の政策・制度を理解する。
- 3) 日本におけるコロナ禍も含めた、女性の経済参画・起業に関連する具体的な取組みを理解する。
- 4) 本研修の目的を理解し、ファイナルレポートが作成される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】

行政官：カントリーレポート作成、SICA：活動紹介発表資料準備

【研修実施中活動】主に以下の講義、発表、討論を行う。

ア. カントリーレポート、活動紹介の発表

イ. 講義・討議：日本のジェンダー平等・女性のエンパワメントに関する政策・制度、日本の女性の経済的自立支援（行政・民間）、中米の女性の経

- 済的自立支援（行政・民間）、日・中米女性の経済的自立支援に関する経験共有、起業・企業経営・生産技術ノウハウにかかる講義等
- ウ. 事例紹介：女性起業支援を行う施設、女性起業家のビジネス、女性活躍推進企業等
 - エ. グループ討議：中米女性の経済的自立を阻む課題、女性の経済的自立支援を推進するための取組等

2) 研修方法

ア. 講義（対面またはオンライン）

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

イ. 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

ウ. 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

エ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

オ. レポート作成・発表

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の帰国後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。

- ・カントリーレポート
- ・アクションプラン（政策提言を含む）

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング（来日翌日 0.5 日間）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 評価会及び閉講式：技術研修（最終日 0.5 日間）

2. 委託業務の内容

（1）契約履行期間（予定）

2023 年 12 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（2）業務の概要

参加する研修員に対し、研修目標達成のためにジェンダーと多様性から女性の社会参加に関する日本の知見・技術・事例を紹介し、案件目標達成に資する指導・案件管理を行う。

（3）詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(4) 研修受託上の工夫

遠隔研修および本邦研修のハイブリットを想定した実施も検討し、JICA-VAN (LMS) 等を活用した事前・事後活動の検討・実施や、帰国後活動支援に資する取組についての工夫が求められる。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上